

山梨県公報

号外第三十五号

平成二十九年

七月二十一日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………六

条例のあらまし

○山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十三号)(人事課)

- 1 雇用保険法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 失業者の退職手当の延長給付に、新たに個別延長給付及び地域延長給付を追加する。
 - (二) 移転費の支給対象に、公共職業安定所以外の職業紹介事業者等の紹介により就職する者を追加する。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成三十年一月一日から施行することとした。
 - 3 1(一)については、平成二十九年四月一日から適用することとした。
- ### ○山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第二十四号)(産業人材育成課)
- 1 技能向上を目指す若者の負担軽減のため、二級及び三級の実技試験を受検する三十歳未満の者の技能検定試験手数料を九千円減額し八千九百円とし、在校生については、二千九百円とすることとした。

○山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特

別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十五号)(税務課)

- 1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 合計所得金額九百万円(給与収入千二百二十万円)超の納税義務者に係る個人県民税の配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除額が通減・消失する仕組みが創設されたことに伴い、調整控除も同様の仕組みとする。
 - (二) 自動車取得税に係るエコカー減税の対象範囲を見直した上で、平成三十一年三月三十一日まで延長する。
 - (三) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員五人以下)の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を定める。
 - 2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)については平成三十一年一月一日から、1(三)については公布の日から施行することとした。
- ### ○山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十六号)(税務課)
- 1 過疎地域自立促進特別措置法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 課税免除の対象業種について、情報通信技術利用事業(コールセンター)を廃止し、新たに農林水産物等販売業を追加する。
 - (二) 電気供給業のうち小売電気事業を主たる事業とする法人について、課税免除申請書の記載事項を改める。
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用することとした。

○山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)(企業局総務課)

- 1 西山発電所、琴川第一発電所及び琴川第二発電所の常時出力を次のとおり改めることとした。
 - (一) 西山発電所 四千キロワット ↓ 二千七百キロワット
 - (二) 琴川第一発電所 六百十キロワット ↓ 四百十キロワット
 - (三) 琴川第二発電所 四百七十キロワット ↓ 三百八十キロワット
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年七月二十一日

山梨県条例第二十三号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第十条第十一項第五号中「公共職業安定所」の下に、「職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八條の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の一項を加える。

35 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八條まで」とあるのは「第二十八條まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。

第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。

な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたものとするために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当である（イに掲げる者を除く。）と認められたもの」とする。

附則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定及び附則第三条の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例（次条及び附則第三条において「新条例」という。）第十条第十項及び附則第三十五項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 新条例第十条第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第三十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した山梨県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次条において同じ。）であつて山梨県職員の退職手当に関する条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。

第三条 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（以下この条において「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八條の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十条第十一項（第五号に係る部分に限り、山梨県職員の退職手当に関する条例第十条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月二十一日

山梨県条例第二十四号

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

手数料の名称	区分		金額
	実技試験	学科試験	
一 職業訓練指導員免許手数料			一の免許職種（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。四の項において「省令」という。）第三十七条第一項に規定する免許職種をいう。次項及び三の項において同じ。）につき二千三百円
二 職業訓練指導員免許証再交付手数料			一の免許職種につき二千元
三 職業訓練指導員試験手数料	実技試験		一の免許職種につき一万五千八百円
	学科試験		一の免許職種につき三千百円
四 技能検定試験手数料	実技試験		イ ロからニまでに掲げる者以外の者 一の検定職種（省令第六十二条の三に規定する検定職種をいう。以下この項及び次項において同じ。）につき一万七千九百円 ロ 二級又は三級の技能検定に係る実技試験を受けようとする者であつて、当該試験が行われる日（二において「試験日」という。）の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。ニにおいて同じ。）の四月一日において三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者並びにハ及

五 技能検定合格証書再交付手数料			ハ 二級又は三級の技能検定に係る実技試験を受けようとする在校生（法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者若しくは法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。ニにおいて同じ。）（ニに掲げる者を除く。）
	学科試験		
			一の検定職種につき三千百円
			一の検定職種につき二千元

附則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第二十五号

山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(山梨県県税条例の一部改正)

第一条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一号イ中「においては」を「には」に改め、同号イの表(1)の項及び(2)の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表(6)の項(i)中「五万円」の下に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には二万円)」を加え、同項(ii)中「十万円」の下に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には六万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には三万円)」を加え、同表(7)の項中「で、前年の合計所得金額が千万円以下であるものを削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る」に改め、同項(i)中「五万円」の下に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には二万円)」を加え、同項(ii)中「三万円」の下に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には二万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には一万円)」を加え、同条第二号イ中「においては」を「には」に改める。

第二十二條の二第一項中「にあつては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改める。

第四十六條第一項第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

第五十條の二を第五十條の三とし、第五十條の次に次の一条を加える。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第五十條の二 法第七十三條の十四第十一項に規定する条例で定める割合は、三分の

二とする。

2 法第七十三條の十四第十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

3 法第七十三條の十四第十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

第六十九條第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第六條の二第二項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「ときは、第一項」を「場合における第一項」に改める。

附則第六條の三第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第十二條の五第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第四号イ(2)及び第五号ロ中「百分の百三十」を「百分の百四十」に改める。

附則第十二條の五の二第二項中「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので府令で定めるものに限る。)」を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出

量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で府令で定めるもの
イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の二第三項から第八項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十二条の五の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第五号イ(3)中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の五の二第二項」を「附則第十二条の五の二第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の四第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第十二条の五の二第二項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十二条の五の四第三項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ(3)中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改める。

（山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち山梨県県税条例附則第六条第一項第二号ハの改正規定を削る。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第二条を削り、附則第三条を附則第一条とし、附則第四条を附則第三条とする。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山梨県県税条例第五十条の二を第五十条の三とし、同条例第五十条の次に一条を加える改正規定及び第二条の規定 公布の日

二 第一条中山梨県県税条例第二十二條の二第一項の改正規定並びに同条例附則第六條の二第二項第二号及び第四項の改正規定 平成三十年一月一日

三 第一条中山梨県県税条例第二十二條第一号イ及び第二号イ、第四十六條第一項第四号並びに第六十九條第一項の改正規定並びに同条例附則第六條の三の改正規定 平成三十一年一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の山梨県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の山梨県県税条例(次条において「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第二十六号

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和四十五年山梨県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第三条第二号中「電気供給業」の下に「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。」を加える。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新条例」という。)第一条の規定は平成二十九年四月一日から、新条例第三条第二号の規定は同年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第一条の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設し、又は増設して事業の用に供する設備について適用し、同日前に新設し、又は増設して事業の用に供した設備については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第二号の規定は、平成二十九年三月三十一日以後に新設し、又は増設して事業の用に供する設備について適用し、同日前に新設し、又は増設して事業の用に供した設備については、なお従前の例による。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第二十七号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表西山発電所の項中「四、〇〇〇」を「二、七〇〇」に改め、同表琴川第一発電所の項中「六一〇」を「四一〇」に改め、同表琴川第二発電所の項中「四七〇」を「三八〇」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。